

人権・同和問題に関する市民意識調査票

～お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちをめざして～

調査のお願い

市民の皆さまには、日頃から市政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

倉吉市では、すべての市民が差別されることなく、安心して暮らすことが出来るまちをめざし、平成6（1994）年に「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、現在は「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」に基づき、部落差別をはじめとする様々な差別の解消に向けた諸施策を積極的に推進しています。

この調査は、市民の皆様の人権問題に対するお考えやご意見を伺い、これからの施策を検討するための資料とするために、市内にお住いの16歳以上の方の中から無作為抽出で選ばれた2,000人の方々を対象に実施するものです。

お忙しいところ、大変お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- この調査では、あなたのお名前をお答えいただく必要はありません。
- 調査の結果は、統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

令和6（2024）年1月 倉吉市

【ご記入にあたってのお願い】

- 1 調査票のご記入は、封筒のあて名のご本人による記入をお願いします。お名前を記入していただく必要はありません。なお、何らかの理由でご本人がご自身で記入できない場合は、ご家族などがご本人から聞き取って代筆して回答してください。
- 2 答えにくい質問もあるかと思いますが、お答えになれる範囲で結構です。
- 3 この調査票は、原則、令和7年1月1日現在で記入してください。
- 4 回答は、質問ごとに用意した答えの中から、あなたのお考えにあてはまる番号に○印をつけてください。
また、「その他」にあてはまる場合には、() 内に具体的な内容を記入してください。
- 5 ご記入後、この調査票を同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、
○月○日（○）までに投函してください。
- 6 ご記入の際の不明な点や調査に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
倉吉市市民生活部 人権政策課 人権同和対策係
〒682-8633 倉吉市堺町2丁目253-1
電 話：0858-22-8130
ファックス：0858-22-8230
Eメール：jinkenseisaku@city.kurayoshi.lg.jp

●パソコンやスマートフォンからのご回答も可能です

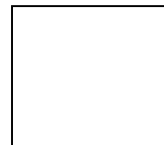
* ○月○日までをお願いします。

【パソコンからのご回答】

右のURLから回答してください。⇒ <https://○○○○>

【スマートフォンからのご回答】

右の二次元バーコードから回答してください。⇒



はじめに、あなた自身のことをお伺いします

(1) あなたが考える自分自身の性別について

- | | | |
|------|------|---------------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 1、2にあてはまらない |
|------|------|---------------|

(2) あなたの年齢について

- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1 16～19歳 | 4 40～49歳 | 7 70歳以上 |
| 2 20～29歳 | 5 50～59歳 | |
| 3 30～39歳 | 6 60～69歳 | |

(3) あなたの職業について（主なものを1つ選択してください）

- | |
|--|
| 1 農林漁業者（家族従業者も含む） |
| 2 企業の経営者・自営業者（家族従業者も含む） |
| 3 民間の企業や工場、商店に勤める人 |
| 4 学校等の教職員等（小・中学・高等学校、（短期）大学、専門学校、認定こども園・保育所など） |
| 5 医療・保健・福祉関係者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、介護福祉士等） |
| 6 上記4・5以外の公務員（臨時的任用（非常勤・再任用）職員を含む） |
| 7 その他の専門職・自由業（弁護士、税理士、公認会計士、宗教家、芸術家等） |
| 8 主として家事に従事 |
| 9 パート・アルバイトを日常的にしている（上記6の該当者を除く） |
| 10 学生 |
| 11 無職 |
| 12 その他（ ） |

(4) あなたのお住まいの地区について

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1 上北条 | 6 明倫 | 11 小鴨 |
| 2 上井 | 7 灘手 | 12 上小鴨 |
| 3 西郷 | 8 社 | 13 関金 |
| 4 上灘 | 9 北谷 | |
| 5 成徳 | 10 高城 | |

1 暮らしや社会における私たちの人権について

(1) 自分の人権について

問1 あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることを知っていますか。あてはまるものに○をつけてください。

- | |
|---------|
| 1 知っている |
| 2 知らない |

問2 あなたは、過去5年間にご自身の人権が侵害されたと思ったことがありますか。あてはまるものに○をつけてください。

- | | | |
|------|---|-------|
| 1 ある | → | 問3－①へ |
| 2 ない | → | 問4－①へ |

(2) 差別と人権侵害について

問3－① 問2であると回答された方にお聞きします。差別や人権侵害を受けたのはどのようなことですか。次の中から特にあてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|----|---|
| 1 | あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口 |
| 2 | 名誉・信用毀損、侮辱 ^{きそん ぶじょく} |
| 3 | 公務員（国・地方公共団体等の職員、警察官、教員等）による不当な取扱い |
| 4 | 差別待遇（人種・信条・性別・社会的身分等により不平等・不利益な取扱いをされること） |
| 5 | 仲間はずれ、いじめ |
| 6 | 暴力、虐待 |
| 7 | プライバシーの侵害 |
| 8 | セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ） |
| 9 | パワー・ハラスメント※1 |
| 10 | インターネット上のSNS※2や掲示板等への不適切な書き込み |
| 11 | ストーカー行為 |
| 12 | その他（ ） |

※1 パワーハラスメント…職場などで、職権などの権力や地位・人間関係を背景にし人格と尊厳を傷つける言動を繰り返し行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為のこと

※2 SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるサービスのこと

問3－② 人権侵害を受けた場面はどこですか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | |
|----------------|
| 1 家庭 |
| 2 地域 |
| 3 職場 |
| 4 学校 |
| 5 保育所等 |
| 6 インターネット上のSNS |
| 7 その他 () |

問3－③ 同じく問2であると回答された方にお聞きします。差別や人権侵害を受けたとき、誰かに相談しましたか。(○はいくつでも)

- | |
|------------------|
| 1 友人、同僚、上司 |
| 2 両親、兄弟姉妹、子ども、親戚 |
| 3 職場の人権担当相談員 |
| 4 学校等の教職員等 |
| 5 弁護士 |
| 6 国や県、市の人権相談窓口 |
| 7 何もしなかった |
| 8 その他 () |

(3) 差別体験の有無について

問4-① あなた自身または家族や知り合いが、過去5年間に、差別的な言動やしぐさ、落書きなどを直接見聞きしたことがありますか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

差別をされた人		見聞きした内容の種類						
		結婚での反対	就職時や職場での不利な扱い	差別発言	差別落書きや差別投書	住民としての交流や付き合いを避ける	インターネット上の不当な書き込み	身元調査や問い合わせなど
①同和地区（被差別部落）の人		1	2	3	4	5	6	7
障がいのある人	②身体障がいのある人※3	1	2	3	4	5	6	7
	③知的障がいのある人※4	1	2	3	4	5	6	7
	④精神障がいのある人※5	1	2	3	4	5	6	7
⑤アイヌ先住民族		1	2	3	4	5	6	7
⑥外国にルーツを持つ人※6		1	2	3	4	5	6	7
⑦病気にかかわる人※7		1	2	3	4	5	6	7
⑧刑を終えて出所した人		1	2	3	4	5	6	7
⑨犯罪被害者やその家族		1	2	3	4	5	6	7
⑩性的マイノリティ（LGBTQ+）※8		1	2	3	4	5	6	7

※3 身体障がいのある人…肢体不自由・視覚障がいなど、身体の機能に一定基準に該当する障がいがある人

※4 知的障がいのある人…知的発達が遅れ社会生活への適応が困難な人

※5 精神障がいのある人…統合失調症、双極性障害（躁うつ病）等の精神疾患がある人

※6 外国にルーツを持つ人…日本に在住する日本国籍を有しない人、又は、両親・祖父母等のいずれかが外国に祖先（ルーツ）を持つ日本国籍を有する人

※7 病気にかかわる人…HIV感染者、エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者

者など

※8 性的マイノリティ（L G B T Q +）・・・レズビアン（L＝女性の同性愛者）、ゲイ（G＝男性の同性愛者）、バイセクシュアル（B＝両性愛者）、トランスジェンダー（T＝生まれた時の体と心の性に違和を感じている人）、クエスチョニング（Q＝自分の性自認や性的指向が定まっていない又は意図的に定めていない状態）等の性的少数者

問4－② 質問4－①で、あなたが直接見聞きしたとき、あなたはどうか対応しましたか。あてはまるものの一つに○をつけてください。

- | |
|------------------------|
| 1 相手に直接抗議した |
| 2 市役所等の相談機関に連絡した（相談した） |
| 3 問題だと思ったが、何もしなかった |
| 4 見過ごした |
| 5 その他（ ） |

（4）身元調査について

問5－① 本籍、出生、家庭環境、国籍、資産等を本人に了承を得ないで調べることを身元調査と言います。この身元調査についてあなたはどのように思いますか。あなたの考えに近いものの一つに○をつけてください。

- | |
|-------------------|
| 1 すべきではない |
| 2 どちらかといえばすべきではない |
| 3 どちらかといえば必要だ |
| 4 当然必要だ |
| 5 わからない |

問5－② 本市では、住民票の写し等を代理人等に交付した場合に登録者にお知らせする制度として「本人通知制度」を実施しています。あなたの状況について、あてはまるものの一つに○をつけてください。

- | |
|---------------------|
| 1 制度を知っているし、登録している。 |
|---------------------|

- | |
|---------------------|
| 2 制度を知っているが、登録していない |
| 3 制度を知らない |

◆本人通知制度は、市内に住民登録や本籍のある人が事前に制度登録すると、登録者の住民票等の写しを代理人又は第三者に対して交付した場合にその事実を登録者本人に通知する制度。登録者が交付に疑問を持った場合に市役所に開示請求することで、一部を除く情報が開示がされる。

2 同和問題（部落差別）について

(1) 部落差別について

問6－① あなたは同和問題（部落差別）※9について、どの程度知っていますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 同和地区（被差別部落）の起源や歴史、部落差別の現実（就職・結婚差別、差別発言・落書き、インターネット上の書き込み等）について、ある程度知っている |
| 2 同和地区（被差別部落）の起源や歴史、部落差別の現実について、少し知っている |
| 3 同和問題（部落差別）があることは知っている |
| 4 聞いたことがない |
| 5 その他（ ） |

※9 同和問題（部落差別）…「同和地区」「被差別部落」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常のさまざまな場面で差別を受ける問題のこと

問6－② 部落差別の現状について、あなたはどのように考えていますか。次の中から最もあなたの考えに近いもの一つに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消され、同和地区の人々に対する差別意識は解消されている |
| 2 同和地区の生活環境や就労・教育面の格差は解消したが、同和地区の人々に対する差別意識は解消されていない |
| 3 同和地区の生活環境はおおむね改善されたが、就労面や教育面などの格差や同和地区の人々に対する差別意識などは解消されていない |
| 4 今なお多くの場面で格差や差別意識が現存している |

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 5 | もともと格差や差別は存在しない | |
| 6 | わからない | |
| 7 | その他（ | ） |

(2) 自分とのかかわりについて

問7 同和問題とあなた自身とのかかわりについて、あなたの考えをお聞きます。次の中から最もあなたの考えに近いもの一つに○をつけてください。

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 自分自身の問題としてその解決のために努力したいと思う | |
| 2 | 同和地区の人々の気持ちや立場をもっと理解したいと思う | |
| 3 | 自分自身の問題としてとらえられず、同和問題の解決には消極的だと思う | |
| 4 | 立場上取り組んでいるだけだと思う | |
| 5 | 自分は差別意識を持っていないので、自分には関係ない問題だと思う | |
| 6 | 同和問題は同和地区の人たちの問題だから、自分とは関係ない問題だと思う | |
| 7 | その他（ | ） |

(3) 差別行為への対応について

問8 あなたの周りや親しい人との間で、同和地区の人々に対する差別的な発言や行為を直接見聞きした場合どうしますか。次の中からあてはまるもの一つに○をつけてください。

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 差別的な発言や行動をした人の考え（間違い）を正すように努力する | |
| 2 | 一応間違いは指摘するが、あまり深入りしないようにする | |
| 3 | 気まずくならないよう、そのままにしておく | |
| 4 | 身近な人や関係機関に相談する | |
| 5 | その他（ | ） |

8 アパートの入居拒否など地域社会から疎外されている

9 わからない

10 その他 ()

問 1 2 身体障がいのある人※10 の人権を尊重するためには、どのようなところに問題があると思いますか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- | |
|--|
| 1 医療やリハビリテーション・介護の体制 |
| 2 就労継続支援事業所等の充実や就職できる職種の増加、企業の指導、就労機会の確保 |
| 3 給与や年金の所得保障 |
| 4 病院・施設での障がいのある人に対する対応や、医療関係者・施設職員の人権意識を高めるための教育・研修の不足 |
| 5 スポーツや文化活動など、余暇活動への参加の配慮 |
| 6 分かりやすい案内表示などバリアフリーな生活環境の改善・整備 |
| 7 障がいのある児童のための教育内容※11や機会の不足 |
| 8 障がいのある人に対する正しい認識を広げる啓発活動 |
| 9 相談体制 |
| 10 現在の福祉施策は十分であり、問題はない |
| 11 わからない |
| 12 その他 () |

※10 身体障がいのある人…肢体不自由・視覚障がいなど、身体の機能に一定基準に該当する障がいがある人

※11 【選択肢7 教育内容】…特別に配慮された教材の使用や個別の指導など

問 1 3 知的障がいのある人※12の人権を尊重するためには、どのようなところに問題があると思いますか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- | |
|--|
| 1 医療やリハビリテーション・介護の体制 |
| 2 就労継続支援事業所等の充実や就職できる職種の増加、企業の指導、就労機会の確保 |
| 3 給与や年金の所得保障 |
| 4 病院・施設での障がいのある人に対する対応や、医療関係者・施設職員の人権意識を高めるための教育・研修の不足 |
| 5 スポーツや文化活動など、余暇活動への参加の配慮 |
| 6 分かりやすい案内表示などバリアフリーな生活環境の改善・整備 |
| 7 障がいのある児童のための教育内容や機会の不足 |
| 8 障がいのある人に対する正しい認識を広げる啓発活動 |
| 9 相談体制 |
| 10 現在の福祉施策は十分であり、問題はない |
| 11 わからない |
| 12 その他 () |

※ 1 2 知的障がいのある人…知的発達が遅れ社会生活への適応が困難な人

問 1 4 精神障がいのある人※13 の人権を尊重するためには、どのよう
なところに問題があると思いますか。あなたの考えに近いものに
○をつけてください。(○は3つ以内)

- | |
|--|
| 1 医療やリハビリテーション・介護の体制 |
| 2 就労継続支援事業所等の充実や就職できる職種の増加、企業の指導、就労
機会の確保 |
| 3 給与や年金の所得保障 |
| 4 病院・施設での障がいのある人に対する対応や、医療関係者・施設職員の
人権意識を高めるための教育・研修の不足 |
| 5 スポーツや文化活動など、余暇活動への参加の配慮 |
| 6 分かりやすい案内表示などバリアフリーな生活環境の改善・整備 |
| 7 障がいのある児童のための教育内容や機会の不足 |
| 8 障がいのある人に対する正しい認識を広げる啓発活動 |
| 9 相談体制 |
| 10 現在の福祉施策は十分であり、問題はない |
| 11 わからない |
| 12 その他 () |

※ 1 3 精神障がいのある人…統合失調症、双極性障害（躁うつ病）など精神疾患
がある人

問 1 5 発達障がいのある人※14 の人権を尊重するためには、どのよう
なところに問題があると思いますか。あなたの考えに近いものに
○をつけてください。(○は3つ以内)

- | |
|--|
| 1 医療やリハビリテーション・介護の体制 |
| 2 就労継続支援事業所等の充実や就職できる職種の増加、企業の指導、就労
機会の確保 |
| 3 給与や年金の所得保障 |
| 4 病院・施設での障がいのある人に対する対応や、医療関係者・施設職員の
人権意識を高めるための教育・研修の不足 |
| 5 スポーツや文化活動など、余暇活動への参加の配慮 |
| 6 分かりやすい案内表示などバリアフリーな生活環境の改善・整備 |
| 7 障がいのある児童のための教育内容や機会の不足 |
| 8 障がいのある人に対する正しい認識を広げる啓発活動 |
| 9 相談体制 |
| 10 現在の福祉施策は十分であり、問題はない |
| 11 わからない |
| 12 その他 () |

※ 1 4 発達障がいのある人…自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠
陥多動性障がいなどの脳機能障がい低年齢で発現した人など

4 女性の人権について

問 1 6 女性の人権を尊重するためにどのようなことに問題があると思いますか。次の中からあなたの考えにあてはまるものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- | |
|--------------------------------------|
| 1 家庭内での家事や育児・介護の分担 |
| 2 家族や身近な人による差別的発言や暴力など |
| 3 地域におけるしきたりや風習、自治公民館などでの女性の役割や仕事の分担 |
| 4 職場での仕事の内容やセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ） |
| 5 マタニティ・ハラスメント※15 |
| 6 採用や就職、昇級や役職への昇任など男性との差 |
| 7 売春やアダルトビデオ、ポルノ雑誌などに見られる性の商品化 |
| 8 民法などの法制度や行政が行う施策 |
| 9 女性に対する差別や人権侵害は、ほとんど存在しない |
| 10 その他（ ） |

※15 マタニティ・ハラスメント…妊娠、出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いのこと。

5 外国にルーツを持つ人の人権について

問17 あなたは、日本で暮らす外国にルーツを持つ人※16の人権を尊重するため、どのようなところに問題があると思いますか。次の中からあなたの考えに近いものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- 1 外国にルーツを持つ人に対し、「日本人より能力が劣っている」「人種・民族が違う」等、差別意識や偏見がある
- 2 外国籍者（特別永住者を除く）には在留カードの常時携帯義務がある
- 3 住宅を容易に借りることができない
- 4 在留資格の取得に関し、許可条件が厳しい（外国籍を有する人（特別永住者を除く））
- 5 病院や公共交通機関・施設等に通訳や外国語表記がなく、十分なサービスが受けられない
- 6 学校や自治体等からの通知が日本語のみ（ルビもない）で理解しにくい
- 7 個々の文化（生活習慣や考え方等）が違うので地域社会になかなか受け入れられない
- 8 外国にルーツを持つ人の子どもが母国の文化（言語・生活習慣等）を学ぶ教育の場がない
- 9 就職や仕事の内容・待遇などで不利な条件に置かれている
- 10 特に問題と感ずることはない
- 11 わからない
- 12 その他（ ）

※16 外国にルーツを持つ人…日本に在住する日本国籍を有しない人、又は、両親・祖父母等のいずれかが外国に祖先（ルーツ）を持つ日本国籍を有する人

6 子どもの人権について

問18 子どもの人権を尊重するため、どのようなところに問題があると思いますか。次の中からあなたの考えに近いものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- 1 児童虐待を防止するための施策
- 2 子どもの人権を守るための広報・啓発活動
- 3 相談体制
- 4 保育士・教職員の人権意識、資質の向上
- 5 差別やいじめをしない・ゆるさない子どもを育てる教育
- 6 子ども同士がお互いの人権を尊重しあえる意識
- 7 子どもに独立した人格があることを大人が認識していない
- 8 家族の中でお互いの人権を尊重するという認識
- 9 児童買（売）春・児童ポルノ等
- 10 子どもの人権は十分に守られており、問題はない
- 11 わからない
- 12 その他（ ）

7 高齢者の人権について

問 19 高齢者の人権を尊重するため、どのようなところに問題があると思いますか。次の中からあなたの考えに近いものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 若い世代に高齢者を大切にするという心が育っていない |
| 2 | 核家族化の進行などにより家族のきずなが薄れてきている |
| 3 | 自宅で受けることができる福祉サービスが十分でない |
| 4 | 医療やリハビリテーション、介護の体制が十分でない |
| 5 | 家族が介護休業制度などを利用して、高齢者を介護する環境とはなっていない |
| 6 | 高齢者虐待に関する相談、救済体制が十分でない |
| 7 | となり近所や自治公民館など地域の支援体制が十分でない |
| 8 | 認知症に対する認識の不足や差別的言動・不利益な扱い |
| 9 | 就労意欲がある人に対する雇用の場が少ない |
| 10 | 余暇活動などの場が少ない |
| 11 | 道路の段差や駅などの建物の階段や住居の構造などに支障がある |
| 12 | わからない |
| 13 | その他 () |

8 病気にかかわる人権について

問20 あなたは、HIV感染者やハンセン病患者・回復者等の人権を尊重するため、どのようなところに問題があると思いますか。次の中からあなたの考えに近いものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- | | |
|---|--------------------------|
| 1 | 相談体制 |
| 2 | 病気に関する正しい知識などの教育・啓発活動の推進 |
| 3 | 就職機会の確保 |
| 4 | プライバシーの確保 |
| 5 | 生活支援 |
| 6 | 治療費の援助 |
| 7 | 特にない |
| 8 | わからない |
| 9 | その他 () |

9 刑を終えて出所した人の人権について

問21 刑を終えて出所した人と、あなたの職場や地域社会で接する機会が生じたとき、あなたはどうしますか。次の中から一つに○をつけてください。

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 他の人と変わりなく接する |
| 2 | 必要最低限のことしか接しない |
| 3 | 極力接しない |
| 4 | わからない |
| 5 | その他 () |

10 犯罪被害者等の人権について

問 2 2 あなたは、犯罪被害者等（犯罪被害者とその家族）の人権を尊重するためにどのようなことが問題だと思いますか。次の中から特に重要と思うものに○をつけてください。（○は3つ以内）

- 1 相談体制
- 2 各種広報媒体の活用や街頭啓発など広報啓発活動
- 3 学校や職場に対して、犯罪被害者等の実情や心情を理解するための教育・啓発
- 4 犯罪被害者等の就職機会の確保
- 5 犯罪被害者等への経済的支援の不足
- 6 犯罪被害者等に接する警察官などの教育や訓練の不足
- 7 精神的被害に対応するためのカウンセリングの不足
- 8 捜査や刑事裁判において犯罪被害者等に配慮した対応
- 9 犯罪被害者等の人権に配慮した報道や取材
- 10 犯罪予防・防止のための施策
- 11 わからない
- 12 その他（ ）

11 性的マイノリティの人権について

問 2 3 性的マイノリティの人権を尊重するために、どのようなことが問題だと思いますか。次の中から特に重要と思うものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- 1 正しい理解を深めるための教育・啓発活動
- 2 性的マイノリティの人権を擁護する法律整備
- 3 相談体制
- 4 公共施設や学校等のトイレや更衣室について利用しやすい環境整備
- 5 申請書やアンケートの性別記載欄の配慮
- 6 わからない
- 7 その他（ ）

※ 性的マイノリティ…LGBTQ+などの性的少数者

12 認定こども園・保育所、学校や地域、職場などでの教育・啓発活動について

(1) 学習機会について

問 2 4 - ① あなたは、過去 5 年間のうちに人権問題に関する学習会や講演会・研修会に参加したことがありますか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- | | | | |
|---|-------------|---------------|---------|
| 1 | 10 回以上参加した | } | 問 2 5 へ |
| 2 | 5 ～ 9 回参加した | | |
| 3 | 1 ～ 4 回参加した | | |
| 4 | 参加したことがない | → 問 2 4 - ② へ | |

問 2 4 - ② 質問 7 - ①で「4 参加したことがない」と回答された方にお聞きします。参加しなかったのはなぜですか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | そのような学習会や講演会、研修会が行われていることを知らなかった |
| 2 | 知っていたが参加する気がなかった |
| 3 | 自分とは関係ないと思い、参加しなかった |
| 4 | 直接呼びかけがなかった |
| 5 | その他 () |

(2) 学習方法や啓発活動について

問 2 5 同和問題をはじめさまざまな人権問題について学習を進めていく上で、あなたはどのような学習方法や啓発活動が重要だと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|----|---|
| 1 | 講演会の開催 |
| 2 | 居住地域での同和（人権）教育町内学習会の開催 |
| 3 | 体験的参加型学習（ワークショップなど）の開催 |
| 4 | 当事者との交流会や懇談会の開催 |
| 5 | 連続した人権教育講座の開催 |
| 6 | 映画やビデオの上映 |
| 7 | 広報紙・パンフレット・ポスターの作成 |
| 8 | パネルなどの展示会の開催 |
| 9 | テレビ・ラジオなどのマスメディア利用 |
| 10 | 高齢者や障がいのある人の疑似体験 |
| 11 | 特にない（有効な方法はない） |
| 12 | その他（ ） |

(3) 関心のある人権問題について

問 2 6 同和問題をはじめさまざまな人権問題について学習を進めていく上で、あなたが関心のある人権問題について、あてはまるものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- | |
|--|
| 1 同和問題（部落差別）について |
| 2 障がいのある人の人権問題について |
| 3 女性の人権問題について |
| 4 アイヌ先住民族の人権問題について |
| 5 外国にルーツを持つ人の人権問題について |
| 6 子どもの人権問題について |
| 7 高齢者の人権問題について |
| 8 病気にかかわる人の人権問題について |
| 9 刑を終えて出所した人の人権問題について |
| 10 犯罪被害者やその家族の人権問題について |
| 11 性的マイノリティ（L G B T Q +）の人権問題について |
| 12 拉致被害者 ^{らち} の人権問題について |
| 13 インターネット上のSNS等による人権問題 |
| 14 特にない |
| 15 その他（) |

(4) 行政施策について

問 27 人権が尊重される社会を実現するためには、行政の施策としてどのような取り組みが必要だと思いますか。次の中からあなたの考えに近いものに○をつけてください。(○は3つ以内)

- | | |
|----|---|
| 1 | 人権に関する意識を大人がしっかり持つよう啓発、研修を充実させる |
| 2 | 認定こども園・保育所において人権教育（保育）を充実させる |
| 3 | 学校において人権教育を充実させる |
| 4 | 社会に見られる不合理な格差を解消するための施策を充実させる |
| 5 | 人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人を支援・救済していく |
| 6 | 公務員など公的機関に勤める職員が全体の奉仕者として人権意識をしっかり持つ |
| 7 | 人権侵害を行った人などに対する必要な法律的措置の制定を行う |
| 8 | 人権擁護等の活動を行うNPO（民間団体）や企業に対して必要な支援をする |
| 9 | 現状の社会では人権は十分尊重されており、新たな取り組みは不要である |
| 10 | わからない |
| 11 | その他（ ） |

～これでこのアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました～

◆「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」

倉吉市では、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の改善に努め、生活向上と幸福を実現するために条例を制定しています。

（目的）

第1条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、法の下での平等を定めた日本国憲法にのっとり、全ての市民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかに差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の確立を図るとともに、差別のない住みよい倉吉市の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別が生じたときは、人権の擁護及び救済の取り組みに努めるものとする。

（市民等の責務）

第3条 市内に住所、生活若しくは活動の拠点を置く者及び滞在者（以下「市民等」という。）は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策への協力に努めるものとする。

2 市民等は、次に掲げる差別及び差別を助長する行為をしないようにするとともに、差別をなくするために行動するよう努めるものとする。

（1） 門地、出生、障がい、疾病、性別、人種、民族、信条、思想、宗教、国籍、年齢、言語、社会的身分又は性的指向（以下「門地等」という。）を理由に行う不当な排除、不当な制限、虐待その他の不当な取扱

（2） 門地等を理由に行う不当な発言

（3） 門地等を理由に不当な取扱をすることを助長し、又は誘発する目的で、情報を収集し、又は公表する行為

（4） 門地等を理由に不当な取扱を行う意思を示す行為

（事業者の責務）

第4条 市内で事業を営むものは、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、第1条の目的の達成に向け職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（施策の総合的かつ計画的推進）

第5条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上、人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めなければならない。

（人権啓発活動の充実）

第6条 市は、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成等、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に務め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会的環境の改善を促進しなければならない。

（実態調査等の充実）

第7条 市は、前2条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査を行うものとする。

2 市長は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための重要事項の調査にあたり、必要に応じて倉吉市あらゆる差別をなくする審議会の意見を聞くことができる。

（相談窓口の設置）

第8条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、市民の人権に関する問題について相談に応じるための相談窓口を置き、次に掲げる支援を行うものとする。

（1） 相談者への助言

（2） 国、県又は市町村が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う

機関をいう。)その他の関係機関と連携した相談者への支援

(推進体制の充実)

第9条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする施策を効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めなければならない。

◆「人権関連三法」

○「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)

※部落差別のない社会の実現を目的とした法律

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)

※障害のある人もない人も共に暮らせる社会を実現することを目的とした法律

○「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)

※特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動をなくすことを目的とした法律